

京都市消防局訓令乙第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成28年9月30日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表第2衣服等の項中

「

救急活動服								○
-------	--	--	--	--	--	--	--	---

を

」

「

救急活動服								○
救急実習服								△

に改め、

」

同表備考4中「救急活動服」の右に「及び救急実習服」を加える。

附 則

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)